

マレイシア政府派遣留学生予備教育文部科学省日本人教員派遣要領

平成9年4月16日
学術国際局長裁定
平成13年1月6日
高等教育局長裁定

(趣旨)

第1 マレイシア政府派遣留学生予備教育日本人教員（以下「教員」という。）の派遣についてはマレイシア政府派遣留学生に対する予備教育のための日本人教員の派遣について（平成13年1月6日文部省高等教育局長決裁）に定めるものほかこの要領による。

(教員)

第2 教員は、両国政府が別に定める実施計画に従い、我が国に派遣予定の学生に対して必要な教育を行う。

(団長)

第3 団長は上記第2の教育を行うほか、日本政府派遣教師団を代表しその任務を掌理する。

(副団長)

第4 副団長は上記第2の教育を行うほか、団長を補佐する。

2 団長に事故があるときあるいは欠けたときは、その任務を代行する。

(執務の時間)

第5 教員の執務時間は、原則として各派遣先の服務規程に準ずる。

(休暇の取扱い)

第6 教員の休暇の取扱いについては、別に定める。

(守秘義務)

第7 教員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その派遣期間の終了時といえども同様とする。

(執務場所)

第8 教員が、出張その他の用務のために通常の執務場所を離れる場合は、予め団長の承認を得るものとし、併せて連絡先を届け出ること。

(私事旅行)

第9 教員が私事旅行によりその住所を離れる場合は、任国外旅行にあっては予め団長の承認を得るものとし、任国内旅行にあってはその連絡先を予め団長に届け出ること。

(活動状況の報告)

第10 団長は、毎年度、教員の活動状況を別紙様式1により文部科学省高等教育局長に報告しなければならない。

2 教員は、毎年度の活動状況を別紙様式2により文部科学省高等教育局長に報告しなければならない。

(事故等の報告)

第11 団長は、教員に次の各号に掲げる事故があった場合は、直ちにその旨を文書により文部科学省に報告しなければならない。

- (1) 教員が傷害を受けた場合
- (2) 第12の1号に掲げる場合
- (3) 所在国の法律に基づき起訴された場合、又は判決があった場合
- (4) その他、教員に重大な事故があった場合

(訓告)

第12 教員が、次の各号の一に該当する場合においては、団長は文書又は口頭による訓告を行うことができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 教員としてふさわしくない行為のあった場合

2 団長は、前項の訓告を行おうとする場合は、予め文部科学省の承認を得るものとする。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、教員の服務に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成9年4月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から実施する。